

表イ設-69 溶解槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{161} ウラン回収設備 (第 1 系列) 溶解槽 {164} ウラン回収設備 (第 1 系列) 溶解槽比重高インターロック {165} ウラン回収設備 (第 1 系列) 溶解槽液位高インターロック
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備 (第 1 系列) 溶解槽
変更内容		改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(* 1) *1: 比重高、液位高インターロックを新設する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-69
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	溶解液配管系統、排気配管系統 (コンデンサ含む)、比重計、液位計、溶解槽遮断弁
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/>
	取扱う核燃料物質の状態	U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{161} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 ({158}・{159}・{161}・{166}・{167}のウラン取扱量合計で質量制限) [4.1-設 6] 核的制限値 (質量) 逸脱を防止するため、{164}溶解槽比重高インターロックを設置する。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-59)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (比重計、液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-69 溶解槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {161}溶解槽 第1類 部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。 [10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{165}溶解槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{168}溶解液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(比重計、液位計)は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{168}溶解液受槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{165}溶解槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設12] 核的制限値(質量)逸脱を防止するため、{164}溶解槽比重高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-69、図イ制-28、図イ制-29、図イ制配-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-70 堰（ウラン回収第1系列） 仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{162} ウラン回収設備（第1系列） 堰（ウラン回収第1系列） {163} ウラン回収設備（第1系列） 堰漏水検知警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備（第1系列） 堰（ウラン回収第1系列）
変更内容		<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウラン溶液漏えい時の拡大防止のために堰を設置する。 ・ 核的制限値を設定する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。（*1） <p>*1：堰漏水検知警報設備を新設する。</p>
員数		1式
一般仕様	型式	床固定式
	主要な構造材	別表イ設-70
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	漏水検知器
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計（注）	取扱う核燃料物質の状態	—（UO ₄ スラリ、ADUスラリ、UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液、U ₃ O ₈ 粉末）
	核燃料物質の臨界防止	<p>{162}</p> <p>[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 11.7cm以下</p> <p>[4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。</p> <p>[4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値（形状寸法）を維持する材料を使用する。</p> <p>[4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。</p>
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-70 堰（ウラン回収第1系列） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {162}堰（ウラン回収第1系列）第1類 部材： <input type="text"/> アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-70、図イ制-54、図イ制配-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-71 遠心ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{166} ウラン回収設備(第1系列) 遠心ろ過機
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備(第1系列) 遠心ろ過機
変更内容		改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	バケット式
	主要な構造材	別表イ設-71
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	硝酸ウラニル配管系統(ポンプ含む)、排気配管系統
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{166} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (遠心ろ過機) 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU以下 ({158}・{159}・{161}・{166}・{167}のウラン取扱量合計で質量制限) (溶解液受槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 26.8L以下 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-60、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-71 遠心ろ過機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 {166}遠心ろ過機※1 第1類 遠心ろ過機部材： <input type="text"/> 遠心ろ過機取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> 遠心ろ過機架台部材： <input type="text"/> 遠心ろ過機架台アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設3] ポンプはウランが存在する部位への溢水の浸入がないケーシング構造とする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-71	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-72 溶解液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{167} ウラン回収設備(第1系列) 溶解液受槽 {168} ウラン回収設備(第1系列) 溶解液受槽液位高インターロック
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備(第1系列) 溶解液受槽
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) ・ ポンプに核的制限値を設定する。 *1: 液位高インターロックを新設する。
員数		1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-72
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
	核燃料物質の臨界防止	{167}、 [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU以下 ({158}・{159}・{161}・{166}・{167}のウラン取扱量合計で質量制限) [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-61)
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-72 溶解液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {167}溶解液受槽 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{168} 溶解液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{171} 沈殿槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(液位計)は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がない容器構造とする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{168} 溶解液受槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{171} 沈殿槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-72、図イ制-30、図イ制配-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-73 ろ過器(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{169} ウラン回収設備 (第 1 系列) ろ過器(1)
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	ウラン回収設備 (第 1 系列) ろ過器(1) (1) ろ過器(1)-A (2) ろ過器(1)-B	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	カートリッジフィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-73
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{169} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直 径 25.1cm 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-62)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-73 ろ過器(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] ろ過器(1)に接続する配管は地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {169}ろ過器(1)※1 第1類 ※1: 配管の一部(質点)として評価
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-73	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-74 沈殿槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{170} ウラン回収設備 (第 1 系列) 沈殿槽 {171} ウラン回収設備 (第 1 系列) 沈殿槽液位高インターロック
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備 (第 1 系列) 沈殿槽
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) ・ オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ ポンプに核的制限値を設定する。 *1: 液位高インターロックを新設する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-74
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	過酸化ウランスラリー配管系統 (ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/>
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液、UO ₄ スラリー
	核燃料物質の臨界防止	{170} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (沈殿槽) 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 ({170}・{172}・{174}のウラン取扱量合計で質量制限) (沈殿槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 26.8L 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-63、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 {170} 沈殿槽 第 1 類 部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{171} 沈殿槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{176} 洗浄液受けポット液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{179} ろ液受槽 (1) 液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰 (堰漏水検知警報設備付き) を設置する。 [10.1-設 32] 遠心分離機からのウラン漏えい防止のため、{173} 遠心分離機異常インターロックを設置する。

表イ設-74 沈殿槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック（液位計）は不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{171} 沈殿槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{176} 洗浄液受けポット液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{179} ろ液受槽（1）液位高インターロックを設置する。 [18.2-設28] 遠心分離機からのウラン漏えい防止のため、{173} 遠心分離機異常インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-74、図イ制-31、図イ制配-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-75 遠心分離機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{172} ウラン回収設備(第1系列) 遠心分離機 {173} ウラン回収設備(第1系列) 遠心分離機異常インターロック
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	ウラン回収設備(第1系列) 遠心分離機	
変更内容	<p>改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震補強のため部材の追加及び据付部を改造する。 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) 減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。 <p>※1: 遠心分離機異常インターロックを新設する。</p>	
員数	1基	
一般仕様	型式	デカンタ型
	主要な構造材	別表イ設-75
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	過酸化ウランケーキ配管系統、ろ液配管系統、回転計
	その他の性能	遠心分離機遠心力: 約 <input type="text"/> G
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₄ スラリ、UO ₄ ケーキ、UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>{172}</p> <p>[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU以下 ({170}・{172}・{174}のウラン取扱量合計で質量制限)</p> <p>[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-64)</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック(回転計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-75 遠心分離機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {172}遠心分離機※1 第1類 遠心分離機部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 遠心分離機取付ボルト: [] [] 遠心分離機架台部材: [] [] 遠心分離機架台アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設32] 遠心分離機からのウラン漏えい防止のため、{173}遠心分離機異常インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(回転計)は不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設28] 遠心分離機からのウラン漏えい防止のため、{173}遠心分離機異常インターロックを設置する。
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-75、図イ制-32、図イ制配-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-76 乾燥機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{174} ウラン回収設備 (第 1 系列) 乾燥機
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備 (第 1 系列) 乾燥機
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ ポンプに核的制限値を設定する。 ・ 乾燥機減速機にオイルパンを設置する。 ・ 乾燥機ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	伝導加熱型
	主要な構造材	別表イ設-76
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	洗浄液配管系統 (ポンプ含む)、乾燥トレイ
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		UO ₄ ケーキ、UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{174} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (乾燥機) 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 ({170}・{172}・{174}) のウラン取扱量合計で質量制限) (乾燥機ポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 26.8L 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-64、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設一76 乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {174}乾燥機※1 第1類 支持脚部材: <input type="text"/> 支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配一1、図イ系一9、図イ設一76	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-77 洗浄液受けポット 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{175} ウラン回収設備(第1系列) 洗浄液受けポット {176} ウラン回収設備(第1系列) 洗浄液受けポット液位高インターロック
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	ウラン回収設備(第1系列) 洗浄液受けポット	
変更内容	改造 ・ 核的制限値を設定する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) *1: 液位高インターロックを新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-77
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	液位計
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{175} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容積 26.8L以下 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-64)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-77 洗浄液受けポット 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {175} 洗浄液受けポット※1 第1類 支持脚部材： <input type="text"/> 支持脚取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{176} 洗浄液受けポット液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック（液位計）は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{176} 洗浄液受けポット液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-77、図イ制-33、図イ制配-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-78 ろ液受槽(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{177} ウラン回収設備(第1系列) ろ液受槽(1) {179} ウラン回収設備(第1系列) ろ液受槽(1)液位高インターロック
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備(第1系列) ろ液受槽(1)
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) ・ ポンプに核的制限値を設定する。 *1: 液位高インターロックを新設する。
員数		1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-78
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ろ液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約□L
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₄ スラリ、UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
	核燃料物質の臨界防止	{177} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (ろ液受槽(1)) 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 (ろ液受槽(1)ポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 26.8L 以下 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-65、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-78 ろ液受槽(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {177}ろ液受槽(1) 第1類 ろ液受槽(1)部材: <input type="text"/> ろ液受槽(1)取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> ろ液受槽(1)架台部材: <input type="text"/> ろ液受槽(1)架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{179}ろ液受槽(1) 液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{187} pH調整槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(液位計)は不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{179}ろ液受槽(1) 液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{187} pH調整槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-78、図イ制-34、図イ制配-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-79 ろ過器(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{178} ウラン回収設備(第1系列) ろ過器(2)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備(第1系列) ろ過器(2)
変更内容		変更なし
員数		1基
一般仕様	型式	カートリッジフィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-79
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₄ スラリー、UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{178} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-66)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-79 ろ過器(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] ろ過器(2)に接続する配管は地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {178}ろ過器(2)※1 第1類 ※1:配管の一部(質点)として評価
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ(繊維フィルタ)を設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-79	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-80 箱形乾燥機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{180} ウラン回収設備 (第 1 系列) 箱形乾燥機
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備 (第 1 系列) 箱形乾燥機 (1) 箱形乾燥機 (1) (2) 箱形乾燥機 (2)
変更内容		(1) 改造 ・ 既存設備を撤去し、新設する。 (2) 改造 ・ 既存設備を撤去し、新設する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	電熱式
	主要な構造材	別表イ設-80
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	乾燥トレイ
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₄ ケーキ、UO ₄ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{180} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-67)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-80 箱形乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [180] 箱形乾燥機 第2類 箱形乾燥機部材： <input type="text"/> <input type="text"/> 箱形乾燥機取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> 箱形乾燥機架台部材： <input type="text"/> <input type="text"/> 箱形乾燥機架台アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部（フードボックスを除く）は開口部のない構造とする。 [10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（落下防止ピン）。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ設-80	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-81 乾燥トレイ用台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{181} ウラン回収設備(第 1 系列) 乾燥トレイ用台車
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備(第 1 系列) 乾燥トレイ用台車 (1) 乾燥トレイ用台車(1) (2) 乾燥トレイ用台車(2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 変更なし
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	別表イ設-81
	寸法(単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ケーキ、UO ₂ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{181} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 [4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。(図臨台-1) [4.2-設 3] 周囲にスペーサー(15.5cm 以上)を設ける。
	安全機能を有する施設の地盤	—

表イ設-81 乾燥トレイ用台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] パネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図イ設-81	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-82 明け替えフードボックス① 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{182} ウラン回収設備 (第 1 系列) 明け替えフードボックス① {183} ウラン回収設備 (第 1 系列) ホッパ {185} ウラン回収設備 (第 1 系列) 明け替えフードボックス②
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備 (第 1 系列) 明け替えフードボックス①
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ ホッパを撤去し、新設する。 ・ ブロワにオイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	箱形ボックス型、吸引式
	主要な構造材	別表イ設-82
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	気送配管系統、排気配管系統、粉末配管系統 (ブロワ含む)
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、ADU 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{182} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 ウランの厚み 11.7cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 {183} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 {185} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-68)
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-82 明け替えフードボックス① 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {182} 明け替えフードボックス① 第2類 ^{※1} 明け替えフードボックス①, ②部材: [] 明け替えフードボックス①, ②アンカーボルト: [] [] 乾燥トレー時受コンベア部架台部材: [] 乾燥トレー時受コンベア部架台アンカーボルト: [] [] ※1: バックアップフィルタ下流側の排気配管系統は第3類とする {183} ホッパ(明け替えフードボックス①) 第2類 明け替えフードボックス①(ホッパ)部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 明け替えフードボックス①(ホッパ)取付ボルト: [] [] {185} 明け替えフードボックス②※1 第2類 ※1: 明け替えフードボックス①と一体構造のため、耐震評価は明け替えフードボックス①として実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。 [10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ(バグフィルタ)を設置する。 [10.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。 [10.1-設51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] ブロワにオイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	
遮蔽	-	
換気設備	-	
非常用電源設備	-	
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-82	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-83 バックアップフィルタ（明け替えフードボックス①） 仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{184} ウラン回収設備（第 1 系列） バックアップフィルタ（明け替えフードボックス①）
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備（第 1 系列） バックアップフィルタ（明け替えフードボックス①）
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨界防止のため、形状寸法を満足する寸法に変更する。 ・ 核的制限値を設定する。
員数		1 基
一般仕様	型式	高性能フィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-83
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	捕集効率：99.9%
	取扱う核燃料物質の状態	-（UO ₂ 粉末、ADU 粉末）
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{184} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.1-設 2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 （図臨配-2、図臨転-68）
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-83 バックアップフィルタ（明け替えフードボックス①） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {184}バックアップフィルタ（明け替えフードボックス①）※1 第2類 支持脚部材： <input type="checkbox"/> 支持脚アンカーボルト： <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部（フードボックスを除く）は開口部のない構造とする。 [10.1-設 23] ウラン捕集用フィルタ（高性能エアフィルタ）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位（160mm）より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-83	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表イ設-84 pH調整槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{186} ウラン回収設備(第1系列) pH調整槽 {187} ウラン回収設備(第1系列) pH調整槽液位高インターロック
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備(第1系列) pH調整槽 (1) pH調整槽(1) (2) pH調整槽(2)
変更内容		(1) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプに核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ※1: 液位高インターロックを新設する。
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-84
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ADUスラリ配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ スラリ、ADUスラリ
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{186} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (pH調整槽) 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU以下 ({186}・{188}のウラン取扱量合計で質量制限) (pH調整槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 26.8L以下 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-70、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-84 pH調整槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 {186} pH調整槽(1)(2) 第 1 類 部材: <input type="text"/> 取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{187} pH調整槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 25] ろ液受槽 (2) からのウラン漏えい防止のため、{191} ろ液受槽 (2) pH異常インターロックを設置する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰 (堰漏水検知警報設備付き) を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック (液位計) は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (160mm) より高くする。 [12.1-設 3] ポンプはウランが存在する部位への溢水の浸入がないケーシング構造とする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{187} pH調整槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設 25] ろ液受槽 (2) からのウラン漏えい防止のため、{191} ろ液受槽 (2) pH異常インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-84、図イ制-35、図イ制配-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表イ設-85 ろ過機（廃液用）仕様表（1/2）

事業許可との 対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{188} ウラン回収設備（第 1 系列） ろ過機（廃液用）
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備（第 1 系列） ろ過機（廃液用）
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震補強のため据付部を改造する。 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 油圧ユニットにオイルパンを設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	加圧ろ過式
	主要な構造材	別表イ設-85
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	ろ液配管系統、水配管系統（逆止弁含む）、圧縮空気配管系統（逆止弁含む）
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 （注）	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、ADU ケーキ
	核燃料物質の臨界防止	{188} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 （{186}・{188}のウラン取扱量合計で質量制限） [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 （図臨配-2、図臨転-71）
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-85 ろ過機（廃液用） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 {188}ろ過機（廃液用）第1類 部材：－（高剛性のためボルト評価で代表） アンカーボルト： <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	津波による損傷の防止	－
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。（三原燃第19-0801号の図イ建-1参照）
	人の不法な侵入等の防止	－
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ（ろ紙）を設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する。 [10.1-設38] 液体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパンを設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	－
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	－
	搬送設備	－
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	－
	廃棄施設	－
	核燃料物質等による汚染の防止	－
	遮蔽	－
	換気設備	－
	非常用電源設備	－
通信連絡設備	－	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-85	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-86 ろ過器 (3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{189} ウラン回収設備 (第 1 系列) ろ過器 (3)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備 (第 1 系列) ろ過器 (3)
変更内容		<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウラン流出防止のためフィルタを追加する。 ・ 核的制限値を設定する。
員数		1 基
一般仕様	型式	カートリッジフィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-86
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	<p>{189}</p> <p>[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直 径 25.1cm 以下</p> <p>[4.1-設 2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。</p> <p>[4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。</p> <p>[4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。</p> <p>[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-71)</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-86 ろ過器(3) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] ろ過器(3)に接続する配管は地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {189}ろ過器(3)※1 第1類 ※1:配管の一部(質点)として評価
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ(繊維フィルタ)を設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-86	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字:事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字:加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-87 ろ液受槽(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{190} ウラン回収設備(第1系列) ろ液受槽(2) {191} ウラン回収設備(第1系列) ろ液受槽(2)pH異常インターロック {192} ウラン回収設備(第1系列) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備(第1系列) ろ液受槽(2)
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) *1: pH異常インターロックを新設する。
員数		1基
一般仕様	型式	角型
	主要な構造材	別表イ設-87
	寸法(単位:mm)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	ろ液配管系統(ポンプ含む)、pH計、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
取扱う核燃料物質の状態		液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック(pH計)、液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-87 ろ液受槽(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 25] ろ液受槽(2)からのウラン漏えい防止のため、{191}ろ液受槽(2)pH異常インターロックを設置する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{192}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(pH計)、液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{192}液位高警報設備を設置する。 [18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設 25] ろ液受槽(2)からのウラン漏えい防止のため、{191}ろ液受槽(2)pH異常インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-87、図イ制-36、図イ制-55、図イ制配-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-88 解砕機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{193} ウラン回収設備 (第 1 系列) 解砕機 {194} ウラン回収設備 (第 1 系列) 解砕機フードボックス
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備 (第 1 系列) 解砕機
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 耐震補強のため解砕機据付部を改造する。 ・ 減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 耐震補強のため部材の変更及び部材を追加する。
員数		1 基
一般仕様	型式	回転ロータリー式
	主要な構造材	別表イ設-88
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	気送配管系統
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₄ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{193}・{194} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-73)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-88 解砕機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {193}解砕機 第1類 部材: — (高剛性のためボルト評価で代表) アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (新規) {194}解砕機フードボックス 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。 [10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-88	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-89 輸送装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{195} ウラン回収設備 (第 1 系列) 輸送装置 {197} ウラン回収設備 (第 1 系列) フードボックス (仮焼炉)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	ウラン回収設備 (第 1 系列) 輸送装置	
変更内容	<p>改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ 耐震補強のためフードボックスに部材の追加及び据付部を改造する。 ・ プロワにオイルパン及び遮熱板を設置する。 <p>(注)耐震補強のため、共通架台への部材の追加及び据付部を改造する。</p>	
員数	1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-89
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ウラン配管系統、排気配管系統 (プロワ含む)
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	<p>{195}</p> <p>[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直 径 25.1cm 以下</p> <p>[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-74)</p> <p>[3.2-建 1(4 次)] 臨界隔離壁(第 2 核燃料倉庫領域)よりも高い位置に設置するユニットは、第 2 核燃料倉庫領域のユニットとの距離を必要隔離距離以上離れた配置に制限する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-89 輸送装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {195}輸送装置 第1類 ^{※1} 輸送装置部材: <input type="text"/> 輸送装置取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 輸送装置架台部材: <input type="text"/> 輸送装置架台取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> ※1: バックアップフィルタ下流側の排気配管系統は第3類とする {197}フードボックス(仮焼炉)※1 第1類 ※1: 共通架台と一体構造のため、耐震評価は共通架台として実施。 流動仮焼炉共通架台及びフードボックス(仮焼炉)※2 流動仮焼炉共通架台及びフードボックス(仮焼炉)部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 流動仮焼炉共通架台及びフードボックス(仮焼炉)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> ※2: 共通架台(図イ配-1、図イ設-129)は、複数の設備({195}・{197}・{198}・{200}・{632}・{633})を設置しており、設置設備共通の耐震評価を実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。 [10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ(焼結金属フィルタ)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] プロワにオイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-89、図イ設-129	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-90 バックアップフィルタ（輸送装置） 仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{196} ウラン回収設備（第 1 系列） バックアップフィルタ（輸送装置）
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備（第 1 系列） バックアップフィルタ（輸送装置）
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨界防止のため、形状寸法を満足する寸法に変更する。 ・ 核的制限値を設定する。
員数		1 基
一般仕様	型式	高性能フィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-90
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	捕集効率：99.9%
	取扱う核燃料物質の状態	—（UO ₄ 粉末）
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	{196} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 [4.1-設 2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 （図臨配-2、図臨転-75）
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-90 バックアップフィルタ（輸送装置） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {196}バックアップフィルタ（輸送装置）※1 第1類 支持脚部材： <input type="checkbox"/> 支持脚アンカーボルト： <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (新規) ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部（フードボックスを除く）は開口部のない構造とする。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ（高性能エアフィルタ）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位（160mm）より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-90	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-91 仮焼炉 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{198} ウラン回収設備 (第 1 系列) 仮焼炉 {199} ウラン回収設備 (第 1 系列) 仮焼炉温度高インターロック
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	ウラン回収設備 (第 1 系列) 仮焼炉	
変更内容	<p>改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 ・ オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) <p>*1: 温度高インターロックを新設する。</p>	
員数	1 基	
一般仕様	型式	流動層式
	主要な構造材	別表イ設-91
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ウラン粉末配管系統、排気配管系統 (ブロワ含む)、圧縮空気配管系統 (逆止弁含む)、温度計、仮焼炉ヒータ ※循環配管系統については気体廃棄設備 (1) で申請する
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	<p>{198}</p> <p>[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下</p> <p>[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-76)</p> <p>[3.2-建 1(4 次)] 臨界隔離壁 (第 2 核燃料倉庫領域) よりも高い位置に設置するユニットは、第 2 核燃料倉庫領域のユニットとの距離を必要離隔距離以上離れた配置に制限する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (温度計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-91 仮焼炉 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {198}仮焼炉 第1類※1 仮焼炉部材: [] [] 仮焼炉取付ボルト: [] [] 仮焼炉架台A部材: [] [] 仮焼炉架台A取付ボルト: [] [] 仮焼炉架台B部材: [] [] 仮焼炉架台B取付ボルト: [] [] ※1: 排ガス冷却装置下流側の排気配管系統は第3類とする
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設6] 仮焼炉からのウラン漏えい防止のため、{199}仮焼炉温度高インターロックを設置する。 [10.1-設38] 粉体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(温度計)は不燃性材料を使用する。 [11.3-設3] 火災によるケーブル損傷で機能を喪失した場合は安全側に動作する。 [11.3-設4] ブロワにオイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.2-設2] 仮焼炉からのウラン漏えい防止のため、{199}仮焼炉温度高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-91、図イ制-37、図イ制配-2	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-92 粉末受けホッパ 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{200} ウラン回収設備 (第 1 系列) 粉末受けホッパ {201} ウラン回収設備 (第 1 系列) 充填ボックス
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	ウラン回収設備 (第 1 系列) 粉末受けホッパ	
変更内容	改造 ・ ロータリーバルブにオイルパンを設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-92
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ウラン粉末配管系統
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	U ₃ O ₈ 粉末 (UO ₄ 粉末)
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{200} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直 径 25.1cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 {201} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-77)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-92 粉末受けホッパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 {200}粉末受けホッパ 第1類 粉末受けホッパ部材： <input type="text"/> 粉末受けホッパ取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> 粉末受けホッパ架台部材： <input type="text"/> 粉末受けホッパ架台取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> {201}充填ボックス※1 第1類 支持脚部材： <input type="text"/> <input type="text"/> 支持脚アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> ※1：耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部（フードボックスを除く）は開口部のない構造とする。 [10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設 4] オイルパンを設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-9、図イ設-92	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-93 イオン交換装置(吸着塔) 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付) {202} ウラン回収設備(第 2 系列) イオン交換装置(吸着塔) {205} ウラン回収設備(第 2 系列) フードボックス(イオン交換装置)
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (2) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (3) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (4) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (5) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (6) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (7) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (8) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (9) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (10) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (11) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室 (12) 工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ウラン回収設備(第 2 系列) イオン交換装置(吸着塔) (1) イオン交換装置(吸着塔)(1) (2) イオン交換装置(吸着塔)(2) (3) イオン交換装置(吸着塔)(3) (4) イオン交換装置(吸着塔)(4) (5) イオン交換装置(吸着塔)(5) (6) イオン交換装置(吸着塔)(6) (7) イオン交換装置(吸着塔)(7) (8) イオン交換装置(吸着塔)(8) (9) イオン交換装置(吸着塔)(9) (10) イオン交換装置(吸着塔)(10) (11) イオン交換装置(吸着塔)(11) (12) イオン交換装置(吸着塔)(12)
変更内容		(1) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 (2) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 (3) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 (4) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 (5) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 (6) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 (7) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 (8) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 (9) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 (10) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 (11) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 (12) 改造 ・ 接続機器の改造に伴い、配管系統を改造する。 (注)耐震補強のため、共通架台へ部材を追加する。

表イ設-93 イオン交換装置(吸着塔) 仕様表 (2/3)

員数	12基 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基 (4) 1基 (5) 1基 (6) 1基 (7) 1基 (8) 1基 (9) 1基 (10) 1基 (11) 1基 (12) 1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-93
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/> (4) <input type="text"/> (5) <input type="text"/> (6) <input type="text"/> (7) <input type="text"/> (8) <input type="text"/> (9) <input type="text"/> (10) <input type="text"/> (11) <input type="text"/> (12) <input type="text"/>
	その他の構成機器	廃液配管系統、乾燥空気配管系統(逆止弁含む)、水配管系統(逆止弁含む)
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末、液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	{202} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 {205} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-78)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-93 イオン交換装置(吸着塔) 仕様表 (3/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {202}イオン交換装置(吸着塔)(1)~(12) 第1類 イオン交換装置(吸着塔)(1)~(12)部材: [] イオン交換装置(吸着塔)(1)~(12)取付ボルト: [] [] 廃液処理共通架台部材: [] [] 廃液処理共通架台アンカーボルト: [] [] {205}フードボックス(イオン交換装置)(1)~(4) 第1類 部材: [] アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照)
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。 [10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設 38] 液体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-93、図イ設-130	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-94 堰(ウラン回収第2系列-1) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{203} ウラン回収設備(第2系列) 堰(ウラン回収第2系列-1) {204} ウラン回収設備(第2系列) 堰漏水検知警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) 堰(ウラン回収第2系列-1)	
変更内容	<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウラン溶液漏えい時の拡大防止のために堰を設置する。 ・核的制限値を設定する。 ・閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) <p>*1: 堰漏水検知警報設備を新設する。</p>	
員数	1式	
一般仕様	型式	床固定式
	主要な構造材	別表イ設-94
	寸法(単位:mm)	□ (図イ設-94参照)
	その他の構成機器	漏水検知器
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	- (UO ₂ スラリ、UO ₂ 粉末、液体廃棄物)
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>{203}</p> <p>[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 11.7cm以下</p> <p>[4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を選定する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-94 堰(ウラン回収第2系列-1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {203}堰(ウラン回収第2系列-1) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-94、図イ制-56、図ト制配-1	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-95 酸洗装置 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{206} ウラン回収設備 (第 2 系列) 酸洗装置
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		ウラン回収設備 (第 2 系列) 酸洗装置
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存設備を撤去し、新設する。 ・ ポンプに核的制限値を設定する。
員数		1 基
一般仕様	型式	角槽式
	主要な構造材	別表イ設-95
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	硝酸ウラニル配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/>
取扱う核燃料物質の状態		UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ F ₂ 溶液、ADU 粉末、ADU ケーキ、ADU スラリ、UO ₄ 粉末、UO ₄ ケーキ、UO ₄ スラリ、UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{206} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (酸洗装置) 濃縮度 5%以下 厚み 11.7cm 以下 (酸洗装置ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 26.8L 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-79、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-95 酸洗装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {206}酸洗装置 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{224}沈殿槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスには不燃性及び難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 3] ポンプはウランが存在する部位への溢水の浸入がないケーシング構造とする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{224}沈殿槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-95	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-96 オーバーフロー液受槽 仕様表 (1/2)


事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{207} ウラン回収設備 (第 2 系列) オーバーフロー液受槽 {208} ウラン回収設備 (第 2 系列) オーバーフロー液受槽液位高インターロック
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備 (第 2 系列) オーバーフロー液受槽	
変更内容	<p>改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存設備を撤去し、新設する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) <p>*1: 液位高インターロックを新設する。</p>	
員数	1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-96
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/>
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	<p>{207}</p> <p>[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 34.0cm 以下</p> <p>[4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。</p> <p>[4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。</p> <p>[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-80)</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-96 オーバーフロー液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {207} オーバーフロー液受槽 第1類 オーバーフロー液受槽部材： <input type="text"/> オーバーフロー液受槽取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> オーバーフロー液受槽架台部材： <input type="text"/> オーバーフロー液受槽架台アンカーボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{208} オーバーフロー液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック（液位計）は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{208} オーバーフロー液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-96、図イ制-38、図イ制配-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-97 堰(ウラン回収第2系列-2) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{209} ウラン回収設備(第2系列) 堰(ウラン回収第2系列-2) {210} ウラン回収設備(第2系列) 堰漏水検知警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		ウラン回収設備(第2系列) 堰(ウラン回収第2系列-2)
変更内容		<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ウラン溶液漏えい時の拡大防止のために堰を設置する。 核的制限値を設定する。 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) <p>*1: 堰漏水検知警報設備を新設する。</p>
員数		1式
一般仕様	型式	床固定式
	主要な構造材	別表イ設-97
	寸法(単位:mm)	 (図イ設-97参照)
	その他の構成機器	漏水検知器
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	- (UO ₂ スラリ、UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末、UO ₂ F ₂ 溶液、ADU粉末、ADUケーキ、ADUスラリ、UO ₄ 粉末、UO ₄ ケーキ、UO ₄ スラリ、UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液)
	核燃料物質の臨界防止	<p>{209}</p> <p>[4.1-設1] 核的制限値(形状寸法)を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 11.7cm以下</p> <p>[4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。</p> <p>[4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。</p> <p>[4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。</p>
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-97 堰(ウラン回収第2系列-2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [6.1-設6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {209}堰(ウラン回収第2系列-2) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-97、図イ制-57、図イ制配-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-98 投入ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{211} ウラン回収設備 (第 2 系列) 投入ボックス
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		ウラン回収設備 (第 2 系列) 投入ボックス (1) 投入ボックス (1) (2) 投入ボックス (2)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため配管系統を改造する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため配管系統を改造する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	フードボックス式
	主要な構造材	別表イ設-98
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	粉末配管系統
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{211} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-98 投入ボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 (211)投入ボックス(1)(2) 第2類 部材: <input type="text"/> 取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-98	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-99 溶出槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {212} ウラン回収設備 (第 2 系列) 溶出槽
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		ウラン回収設備 (第 2 系列) 溶出槽 (1) 溶出槽 (1) (2) 溶出槽 (2)
変更内容		(1) 改造 ・ 耐震補強のため配管系統を改造する。 (2) 改造 ・ 耐震補強のため配管系統を改造する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-99
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	硝酸ウラニル配管系統、乾燥空気配管系統 (逆止弁含む)
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{212} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直 径 25.1cm 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-81)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-99 溶出槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {212}溶出槽(1)(2)第1類 溶出槽(1)(2)部材: [] 溶出槽(1)(2)取付ボルト: [] [] 溶出側共通架台※1 溶出側共通架台部材: [] [] 溶出側共通架台アンカーボルト: [] [] ※1:共通架台(図イ配-1、図イ設-131)は、複数の設備({211}・{212}・{214}・{219}・{221})を設置しており、設置設備共通の耐震評価を実施。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設38] 液体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-99、図イ設-131	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-100 拔出ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{213} ウラン回収設備 (第 2 系列) 拔出ボックス	
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室		
機器名	ウラン回収設備 (第 2 系列) 拔出ボックス (1) 拔出ボックス (1) (2) 拔出ボックス (2)		
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし		
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基		
一般仕様	型式	フードボックス式	
	主要な構造材	別表イ設-100	
	寸法 (単位: mm)	(1)	<input type="text"/>
		(2)	<input type="text"/>
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{213} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm 以下 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-82)	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	

表イ設-100 拔出ボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {213} 拔出ボックス(1)(2) 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-100	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-101 中間槽 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{214} ウラン回収設備 (第 2 系列) 中間槽 {216} ウラン回収設備 (第 2 系列) 中間槽液位高インターロック
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		ウラン回収設備 (第 2 系列) 中間槽 (1) 中間槽(1) (2) 中間槽(2)
変更内容		(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ ポンプに核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ ポンプに核的制限値を設定する。 ※1: 液位高インターロックを新設する。
員数		2 基 (1) 1 基 (2) 1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-101
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	硝酸ウラニル配管系統 (ポンプ含む)、乾燥排気配管系統、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{214} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (中間槽) 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm 以下 (中間液ポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 26.8L 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-83、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-101 中間槽 仕様表 (2/3)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {214}中間槽(1)(2)第1類※1 部材: <input type="text"/> 取付ボルト: <input type="text"/> 、 <input type="text"/> ※1: 凝縮器下流側の乾燥排気配管系統は第3類とする
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{216}中間槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{220}リサイクル液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{218}溶出液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{222}洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(液位計)は不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{216}中間槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{218}溶出液受槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{220}リサイクル液受槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{222}洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—

表イ設-101 中間槽 仕様表 (3/3)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。</p>
<p>添付図</p>	<p>図イ配-1、図イ系-10、図イ設-101、図イ制-39、図イ制配-4</p>

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1を示す。

表イ設-102 ろ過器(中間槽) 仕様表 (1/2)

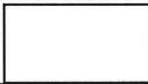
事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{215} ウラン回収設備(第2系列) ろ過器
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) ろ過器(中間槽) (1) ろ過器(中間槽)(1) (2) ろ過器(中間槽)(2)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基	
一般仕様	型式	カートリッジフィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-102
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{215} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-84)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-102 ろ過器(中間槽) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] ろ過器(中間槽)に接続する配管は地震力に耐える強度を有する部材を使用する。 {215}ろ過器(中間槽)※1 第1類 ※1:配管の一部(質点)として評価
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-102	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-103 溶出液受槽 仕様表 (1/2)


事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{217} ウラン回収設備 (第 2 系列) 溶出液受槽 {218} ウラン回収設備 (第 2 系列) 溶出液受槽液位高インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (3) 工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備 (第 2 系列) 溶出液受槽 (1) 溶出液受槽 (1) (2) 溶出液受槽 (2) (3) 溶出液受槽 (3)	
変更内容	(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプに核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) (3) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ※1: 液位高インターロックを新設する。	
員数	3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-103
	寸法 (単位 : mm)	(1)  (2) (3)
	その他の構成機器	溶出液配管系統 (ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積 : 約 <input type="text" value=""/>
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{217} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (溶出液受槽) 濃縮度 5%以下 直 径 34.0cm 以下 (溶出液ポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 62.0L 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-85、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-103 溶出液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {217} 溶出液受槽(1)~(3) 第1類 部材： <input type="text"/> 取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{218} 溶出液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{224} 沈殿槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック（液位計）は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設3] ポンプはウランが存在する部位への溢水の浸入がないケーシング構造とする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{218} 溶出液受槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{224} 沈殿槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-103、図イ制-40、図イ制配-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-104 リサイクル液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{219} ウラン回収設備 (第 2 系列) リサイクル液受槽 {220} ウラン回収設備 (第 2 系列) リサイクル液受槽液位高インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (3) 工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備 (第 2 系列) リサイクル液受槽 (1) リサイクル液受槽 (1) (2) リサイクル液受槽 (2) (3) リサイクル液受槽 (3)	
変更内容	(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ ポンプに核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) (3) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ ポンプに核的制限値を設定する。 ※1: 液位高インターロックを新設する。	
員数	3 基 (1) 1 基 (2) 1 基 (3) 1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-104
	寸法 (単位: mm)	(1)  (2) (3)
	その他の構成機器	リサイクル液配管系統(ポンプ含む)、液位計、工水配管系統(逆止弁含む)
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text" value=""/>
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{219} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (リサイクル液受槽) 濃縮度 5%以下 直 径 34.0cm 以下 (リサイクル液ポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 62.0L 以下 (リサイクル・洗浄液ポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 62.0L 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-86、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック(液位計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-104 リサイクル液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {219} リサイクル液受槽(1)~(3) 第1類 部材: <input type="text"/> 取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{216} 中間槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、{220} リサイクル液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰 (堰漏水検知警報設備付き) を設置する。 [10.1-設 38] 液体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック (液位計) は不燃性材料を使用する。 [11.3-設 4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (160mm) より高くする。 [12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{216} 中間槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{220} リサイクル液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-104、図イ制-41、図イ制配-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-105 洗浄液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{221} ウラン回収設備 (第 2 系列) 洗浄液受槽 {222} ウラン回収設備 (第 2 系列) 洗浄液受槽液位高インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備 (第 2 系列) 洗浄液受槽 (1) 洗浄液受槽 (1) (2) 洗浄液受槽 (2)	
変更内容	(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ ポンプに核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ※1: 液位高インターロックを新設する。	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-105
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	洗浄液配管系統 (ポンプ含む)、液位計、工水配管系統 (逆止弁含む)
	その他の性能	有効容積 洗浄液受槽 (1): 約 <input type="text"/> 洗浄液受槽 (2): 約 <input type="text"/>
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{221} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (洗浄液受槽) 濃縮度 5%以下 直径 34.0cm 以下 (洗浄液受槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 62.0L 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-87、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-105 洗浄液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {221} 洗浄液受槽(1) 第1類 洗浄液受槽(1)部材: <input type="text"/> 洗浄液受槽(1)取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 洗浄液受槽(1)架台部材: <input type="text"/> 洗浄液受槽(1)架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> {221} 洗浄液受槽(2) 第1類 洗浄液受槽(2)部材: <input type="text"/> 洗浄液受槽(2)取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{222} 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設38] 液体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(液位計)は不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{222} 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-105、図イ制-42、図イ制配-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-106 沈殿槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{223} ウラン回収設備 (第 2 系列) 沈殿槽 {224} ウラン回収設備 (第 2 系列) 沈殿槽液位高インターロック
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 チェックタンク室 (2) 工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備 (第 2 系列) 沈殿槽 (1) 沈殿槽 (1) (2) 沈殿槽 (2)	
変更内容	(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ ポンプに核的制限値を設定する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ※1: 液位高インターロックを新設する。	
員数	2 基 (1) 1 基 (2) 1 基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-106
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ADU スラリ配管系統 (ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液、ADU スラリ
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{223} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (沈殿槽) 濃縮度 5%以下 直径 26.3cm 以下 (ADU スラリポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 30.3L 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-88、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [6.1-設 3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第 3 類に分類する。 {223} 沈殿槽 (1) (2) 第 1 類 沈殿槽 (1) (2) 部材: <input type="text"/> 沈殿槽 (1) (2) 取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> 沈殿側共通架台※1 沈殿側共通架台部材: <input type="text"/> <input type="text"/> 沈殿側共通架台アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> ※1: 共通架台 (図イ配-1、図イ設-132) は、複数の設備 ({217}・{223}・{233}・{234}) を設置しており、設置設備共通の耐震評価を実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	-

表イ設-106 沈殿槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設7] 液体ウランの逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体ウランの液面に接触しない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{224} 沈殿槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{230} ろ液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰（堰漏水検知警報設備付き）を設置する。 [10.1-設32] 遠心分離機からのウラン漏えいを防止のために、{226} 遠心分離機異常インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック（液位計）は不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位（160mm）より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{224} 沈殿槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{230} ろ液受槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設28] 遠心分離機からのウラン漏えい防止のため、{226} 遠心分離機異常インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-106、図イ設-132、図イ制-43、図イ制配-4

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-107 遠心分離機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{225} ウラン回収設備 (第 2 系列) 遠心分離機 {226} ウラン回収設備 (第 2 系列) 遠心分離機異常インターロック
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備 (第 2 系列) 遠心分離機	
変更内容	<p>改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シュート部を撤去し、更新する。 ・ ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ・ 遠心分離機にオイルパンを設置する。 <p>※1：固液分離異常検知インターロックを新設する。</p>	
員数	1 基	
一般仕様	型式	遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-107
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ADU ケーキ配管系統 (ポンプ含む)、ろ液配管系統、回転計
	その他の性能	遠心分離機遠心力; 約 <input type="text"/> N
	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、ADU ケーキ、 $UO_2(NO_3)_2$ 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	<p>{225}</p> <p>[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (遠心分離機) 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下 (ADU ケーキポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下</p> <p>[4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器は全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-89)</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (回転計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-107 遠心分離機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {225}遠心分離機 第1類 遠心分離機部材：－(高剛性のためボルト評価で代表) 遠心分離機取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> 遠心分離機架台部材： <input type="text"/> <input type="text"/> 遠心分離機架台取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> ADU ケーキポンプ部材：－(高剛性のためボルト評価で代表) ADU ケーキポンプ取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/> ADU ケーキポンプ架台部材： <input type="text"/> ADU ケーキポンプ架台取付ボルト： <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	－
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	－
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設32] 遠心分離機からのウラン漏えい防止のため、{226}遠心分離機異常インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(回転計)は不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	－
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	－
	搬送設備	－
	核燃料物質の貯蔵施設	－
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設28] 遠心分離機からのウラン漏えい防止のため、{226}遠心分離機異常インターロックを設置する。
	放射線管理施設	－
	廃棄施設	－
	核燃料物質等による汚染の防止	－
	遮蔽	－
換気設備	－	
非常用電源設備	－	
通信連絡設備	－	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-107、図イ制-44、図イ制配-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-108 ろ液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{227} ウラン回収設備 (第 2 系列) ろ液受槽 {229} ウラン回収設備 (第 2 系列) ろ液受槽 pH 異常インターロック {230} ウラン回収設備 (第 2 系列) ろ液受槽液位高インターロック
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		ウラン回収設備 (第 2 系列) ろ液受槽
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ポンプに核的制限値を設定する。 ※1: pH 異常、液位高インターロックを新設する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-108
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ろ液配管系統(ポンプ含む)、液位計、pH 計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
取扱う核燃料物質の状態		ADU スラリ、UO ₂ (NO ₃) ₂ 溶液
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{227} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 (ろ液受槽) 濃縮度 5%以下 直径 26.3cm 以下 (ろ液ポンプ) 濃縮度 5%以下 容 積 30.3L 以下 [4.1-設 5] 使用温度に対して核的制限値 (形状寸法) を維持する材料を使用する。 [4.1-設 7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-90、図臨転-109)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック (液位計、pH 計) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-108 ろ液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {227}ろ液受槽 第1類 ろ液受槽部材: [] ろ液受槽取付ボルト: [] [] ろ液受槽架台部材: [] ろ液受槽架台アンカーボルト: [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{230}ろ液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設25] ろ液受槽からのウラン漏えい防止のため、{229}ろ液受槽 pH 異常インターロックを設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(液位計、pH計)は不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温温度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{230}ろ液受槽液位高インターロックを設置する。 [18.2-設25] ろ液受槽からのウラン漏えい防止のため、{229}ろ液受槽 pH 異常インターロックを設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-108、図イ制-45、図イ制-46、図イ制配-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-109 仕上げる過器 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{228} ウラン回収設備(第2系列) 仕上げる過器
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		ウラン回収設備(第2系列) 仕上げる過器
変更内容		変更なし
員数		1基
一般仕様	型式	カートリッジフィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-109
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、 $UO_2(NO_3)_2$ 溶液
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{228} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 26.3cm 以下 [4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.1-設5] 使用温度に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-91)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-109 仕上げろ過器 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {228}仕上げろ過器 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ(繊維フィルタ)を設置する。 [10.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-109	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-110 清澄液受槽 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{231} ウラン回収設備 (第 2 系列) 清澄液受槽 {232} ウラン回収設備 (第 2 系列) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		ウラン回収設備 (第 2 系列) 清澄液受槽
変更内容		改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(※1) ※1: 液位高警報設備を新設する。
員数		1 基
一般仕様	型式	角型
	主要な構造材	別表イ設-110
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	清澄液配管系統 (ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。液位高警報設備 (液位計) は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表イ設-110 清澄液受槽 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設 6] 警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設 1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [10.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰(堰漏水検知警報設備付き)を設置する。 [10.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{232}液位高警報設備を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。液位高警報設備(液位計)は不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{232}液位高警報設備を設置する。 [18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-110、図イ制-58、図イ制配-4	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-111 乾燥機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{233} ウラン回収設備 (第 2 系列) 乾燥機
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		ウラン回収設備 (第 2 系列) 乾燥機
変更内容		改造 ・ 耐震補強のため配管系統を改造する。
員数		1 基
一般仕様	型式	加熱回転式
	主要な構造材	別表イ設-111
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	ADU 粉末配管系統、乾燥空気配管系統 (逆止弁含む)、乾燥排気配管系統、凝縮液配管系統
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	ADU ケーキ、ADU 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{233} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直 径 26.3cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-92)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-111 乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {233} 乾燥機 第1類 部材: - (高剛性のためボルト評価で代表) 取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設38] 粉体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-111	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-112 乾燥排気フィルタ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{234} ウラン回収設備 (第 2 系列) 乾燥排気フィルタ
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		ウラン回収設備 (第 2 系列) 乾燥排気フィルタ
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-112
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU ケーキ、ADU 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{234} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直 径 26.3cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-93)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-112 乾燥排気フィルタ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {234} 乾燥排気フィルタ 第1類 乾燥排気フィルタ部材： [] 乾燥排気フィルタ取付ボルト： [] [] 乾燥排気フィルタ架台部材： [] 乾燥排気フィルタ架台取付ボルト： [] []
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部（フードボックスを除く）は開口部のない構造とする。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ（焼結金属フィルタ）を設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設3] 火災によるケーブル損傷で機能を喪失した場合は安全側に動作する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-112	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-113 ADU受ホッパ 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{235} ウラン回収設備(第2系列) ADU受ホッパ
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		ウラン回収設備(第2系列) ADU受ホッパ
変更内容		改造 ・ 仕切り弁を撤去し、新設する。
員数		1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-113
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ADU配管系統
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	ADU粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{235} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 26.3cm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-94)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-113 ADU受ホッパ 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 {235}ADU受ホッパ 第1類 部材: <input type="text"/> 取付ボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-113	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-114 ADU 抽出ボックス 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{236} ウラン回収設備 (第 2 系列) ADU 抽出ボックス
設置場所		工場棟 転換工場 チェックタンク室
機器名		ウラン回収設備 (第 2 系列) ADU 抽出ボックス
変更内容		変更なし
員数		1 基
一般仕様	型式	フードボックス式
	主要な構造材	別表イ設-114
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	ADU 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{236} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 容器の直径 26.3cm 以下 [4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-94)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-114 ADU 拔出ボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {236}ADU 拔出ボックス 第 1 類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] S クラスに属する施設に求められる地震力(1G 程度)に対して十分な強度を有するよう、第 1 類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-114	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 26 条～第 39 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表イ設-115 粉砕機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{237} ウラン回収設備(第2系列) 粉砕機 {238} ウラン回収設備(第2系列) フードボックス(粉砕機)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備(第2系列) 粉砕機
変更内容		改造 ・耐震補強のため粉砕機据付部を改造する。 ・耐震補強のためフードボックスの据付部を改造する。
員数		1基
一般仕様	型式	ロータリー式
	主要な構造材	別表イ設-115
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	仮焼ボート、仮焼ボートトラック
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	ADU粉末、UO ₂ 粉末、UO ₄ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{237}・{238} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-95)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表イ設-115 粉砕機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {237}粉砕機 第2類 粉砕機部材： <input type="text"/> 粉砕機アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規)、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/> フードボックス部材： <input type="text"/> フードボックスアンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規) {238}フードボックス(粉砕機) 第2類 部材： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> アンカーボルト： <input type="text"/> 、 <input type="text"/> (新規)
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。 [10.1-設51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスには不燃性及び難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ設-115	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-116 スクラップ仮焼炉 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{239} ウラン回収設備(第2系列) スクラップ仮焼炉 {241} ウラン回収設備(第2系列) スクラップ仮焼炉温度高インターロック
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備(第2系列) スクラップ仮焼炉
変更内容		改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロック機構の検出端・作動端を改造する。(*1) *1: 温度高インターロックを新設する。
員数		1基
一般仕様	型式	電熱式
	主要な構造材	別表イ設-116
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	仮焼排気配管系統、仮焼ボート、仮焼ボートラック、温度計、ヒータ
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU粉末、UO ₂ 粉末、UO ₄ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{239} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU以下(冷却部/仮焼部それぞれについて) [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-96)
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。インターロック(温度計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

表イ設-116 スクラップ仮焼炉 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する(配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {239}スクラップ仮焼炉 第2類 スクラップ仮焼炉部材: <input type="text"/> スクラップ仮焼炉アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/> フードボックス(スクラップ仮焼炉)部材: <input type="text"/> フードボックス(スクラップ仮焼炉)アンカーボルト: <input type="text"/> <input type="text"/>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。 [10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ポートガイド)。 [10.1-設6] スクラップ仮焼炉からのウラン漏えい防止のため、{241}スクラップ仮焼炉温度高インターロックを設置する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには不燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。インターロック(温度計)は不燃性材料を使用する。 [11.3-設3] 火災によるケーブル損傷で機能を喪失した場合は安全側に動作する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.2-設2] スクラップ仮焼炉からのウラン漏えい防止のため、{241}スクラップ仮焼炉温度高インターロック(温度)を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図イ配-1、図イ系-10、図イ設-116、図イ制-47、図イ制配-3	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条~第39条は該当しない。
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
[] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
(例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表イ設-117 仮焼ボート用台車 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{240} ウラン回収設備(第2系列) 仮焼ボート用台車
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		ウラン回収設備(第2系列) 仮焼ボート用台車
変更内容		変更なし
員数		1基
一般仕様	型式	手押し式
	主要な構造材	別表イ設-117
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	ADU粉末、UO ₂ 粉末、UO ₄ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{240} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU以下 [4.2-設2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。 [4.2-設3] 周囲にスパーサー(15.5cm以上)を設ける
	安全機能を有する施設の地盤	-

表イ設-117 仮焼ポット用台車 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を管理する。 [12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。 [12.1-設 8] バッテリーが被水しないようバッテリーを台車本体内に収納する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。 [16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する(定格荷重:500kg)。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図イ設-117	

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。
 凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。
 [] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。
 (例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。